

湧別町地球温暖化対策実行計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減すると表明し、このことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、第21条第4項に基づき、実行計画に地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加するよう努めることとされたところである。

本業務では、湧別町（以下「当町」という。）がカーボンニュートラルを実現するための具体的対策・施策等を検討するとともに、これら対策・施策等を推進することを目的とする、当町の地球温暖化対策実行計画の策定に係る支援業務を委託するものである。

3 業務概要

- (1) 業務名称 湧別町地球温暖化対策実行計画策定業務委託
- (2) 発注者 湧別町
- (3) 履行期間 契約締結日～令和7年1月31日
契約締結日は、令和6年6月中旬以降を予定している。
- (4) 業務内容 「湧別町地球温暖化対策実行計画策定業務委託仕様書」のとおり

4 提案限度額

11,630,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とし、これを超える金額での提案は認められないものとする。

※上限額を超える提案は失格とする。なお、契約時の予定価格ではない。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本事項

- ア 湧別町物品等競争入札等参加資格者名簿に登録されていること（※登録されていない場合は8(4)ア参照）
- イ 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、湧別町競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- オ 北海道内に事業所を有していること。

(2) 個別事項

- ア 過去 5 年以内に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体地球温暖化対策実行計画の策定支援又は地方公共団体による「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の策定支援を道内自治体に対し請け負った実績があること。
- イ 個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

6 選考スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、当町が休日を定める条例に規定する町の休日には、受付等は行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変更する場合がある。

実施内容	期日等
① 実施要領等の公表及び配布期間	4月26日（金）～5月17日（金）
② 参加表明書提出期限	5月17日（金）
③ 参加資格審査結果通知	5月21日（火）
④ 質問受付期間	5月21日（火）～5月24日（金）
⑤ 町からの質問回答期限	5月28日（火）
⑥ 企画提案書の提出期限	5月31日（金）
⑦ 選考委員会（プレゼン）（予定）	6月7日（金）
⑧ 選考結果の通知	6月10日（月）
⑨ 契約の締結（予定）	6月中旬

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和 6 年 4 月 26 日（金）～令和 6 年 5 月 17 日（金）

(2) 配布方法

湧別町ホームページからダウンロード

参加申込書等公募に関する資料・様式類についても、当町ホームページからダウンロードすること。

[湧別町ホームページ]

<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/town/news.html?news=1261>

8 参加表明書の提出

プロポーザルに参加をする者は、必要書類を持参又は郵送（**提出期限日必着**）により提出すること。

(1) 受付期間

令和6年4月26日（金）～令和6年5月17日（金）

※土曜日、日曜日を除く

(2) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 受付場所

〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町役場企画財政課企画財政グループ（担当：齊藤、佐藤）

(4) 受付方法

以下の書類を1部、持参又は郵送（**提出期限日必着**）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第1号）

湧別町物品等競争入札等参加資格者名簿に登録されていない者は、下表の書類を添付すること。

なお、証明書は提出日3か月以内に発行されたものでなければならない。

番号	書類名	提出上の注意
①	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書
②	印鑑証明書（原本）	法務局で発行する法人の印鑑証明
③	使用印鑑届兼委任状（様式第2号）	
④	財務諸表	直近2年分の決算書
⑤	委任状（任意様式）	支店等を代理人とする場合
⑥	営業所等一覧（様式第3号）	営業所等を有する場合のみ
⑦	国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）	・ 税務署で発行する法人の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ・ 北海道税の完納証明書（北海道に本店又は営業所を有する場合のみ。道税事務所発行） ・ 湧別町の納税証明書（湧別町内に本店又は営業所を有する場合のみ。湧別町発行）

イ 5(2)個別事項に記載したものを確認できるものの写し

9 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和6年5月21日（火）に、各応募者へ参加資格審査結果通知書（様式第4号）にて郵送及び電子メールにより通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて企画提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

10 質問の受付について

(1) 受付期間

令和6年5月21日（火）～令和6年5月24日（金）

(2) 質問方法

所定の質問書（様式第5号）に必要事項を記入の上、下記までFAX又は電子メールで提出すること。FAX又は電子メール送信後、電話で送信確認すること。

〔送付先〕 湧別町役場企画財政課企画財政グループ

〔電子メール〕 kikaku@town.yubetsu.lg.jp

〔FAX〕 01586-2-2511

(3) 回答

すべての質問及び回答は、令和6年5月28日（火）までに、当町ホームページ上において質問内容とともに掲載する。

11 参加者が一社又は参加表明者がいない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一社となった場合、当該一社でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

12 企画提案書の提出について

(1) 提出資料

次の資料を提出すること。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	企画提案書等提出届（様式第6号）	
②	企画提案書（任意様式）	記載内容については、本実施要領12(2)を参照すること
③	会社概要書（様式第7号）	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの
④	業務実績書（様式第8号）	地方公共団体地球温暖化対策実行計画の策定及び地方公共団体による「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の策定支援実績について記載すること（他分野を含む）
⑤	業務実施体制（様式第9号）	業務の実施体制（組織、事業責任者及び担当者の氏名や人数等）について記載すること
⑥	受託金額見積書及び見積詳細書（任意様式）	内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること

(2) 企画提案書（任意様式）

ア 企画提案書の様式

(ア) 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じすること。

ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方がわかりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

(イ) 企画提案書は、目次及びページ番号を付すこと。なお、ページ数に制限は定めない。

(ウ) 企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

イ 企画提案書の記載内容

別紙の仕様書及び本実施要領14(2)選考基準の評価基準の項目ごとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について、具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出方法

- ・持参又は郵送（配達証明書、到着日時の記録が残るものを使用すること）により事務局へ提出すること。
- ・正本を1部、副本（コピー可）を9部提出すること。
- ・正本はA4版フラットファイルに綴りインデックスを付け、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載し、ページ番号を付すこと。
- ・電子媒体として、Microsoft Office Excel、Word又はPowerPointのいずれかで作成したものをCD-R又はDVD-Rにて1部提出すること。

(4) 提出期限

令和6年5月31日（金）午後5時15分まで（必着）

※提出期限内であれば、再提出（差し替え含む）は可能とする。

(5) 提出に当たっての留意点について

- ア 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。
- イ 提案に際し要した費用は、各参加事業者の負担とする。
- ウ 提出資料は理由の如何なく返却しない。
- エ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- オ 提出資料及びその複製は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- カ 契約履行過程で生じた制作物の著作権は、湧別町に帰属する。
- キ 企画提案書の作成のため湧別町から受領した資料は選定結果通知後、廃棄すること。また、湧別町の下承なく公表又は使用しないこと。

13 プレゼンテーションの実施について

(1) 実施日

令和6年6月7日（金）（予定）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

湧別町上湧別コミュニティセンター（湧別町上湧別屯田市街地318番地）

2階大会議室

(3) 実施内容

一社につき、準備5分以内、プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度とする。
ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間帯を短縮することがある。

(4) 会場設営

スクリーン、プロジェクター設置については事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

(5) 出席者

3名以内とする。なお、本業務に携わる予定者を含めることとし、その者が企画提案について説明すること。

(6) その他

プレゼンテーションの実施順序については、企画提案書の受理順とする。

14 選考方法について

(1) 選考方法

ア 提案採用者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

イ 選考は、湧別町地球温暖化対策実行計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記記載の（2）選考基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容により審査する。

ウ 選考の結果、選定委員の合計点数が最も高い事業者を受託候補者とし、契約の交渉を行う。ただし、その受託候補者と合意に至らなかった場合には、次に合計点数の高い事業者から順に交渉を行う。

エ 最も高い合計点数を獲得した事業者が複数ある場合には、全選定委員の採点結果で1位の数の最も多い事業者を候補者に選考する。

オ 選定委員会の合計点数の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。

カ 優先交渉権は、契約締結結果を湧別町ホームページに公表することにより消滅する。

(2) 選考基準

ア 提案内容と業務目的・内容との整合性

イ 作業工程（スケジュール）及び実施手順・手法の妥当性

ウ 業務体制の確保

エ 類似業務の実績

オ 見積金額の妥当性

15 選考結果の通知について

(1) 選考結果は、参加事業者に対し、令和6年6月10日（月）に選考結果通知書（様式第11号）にて郵送及び電子メールにより通知する。また、当町ホームページにも選考結果を公表する。

(2) 選考結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

16 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉結果、合意に至らなかったときは、合計点数の高い者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、見積書を提出し、決定するものとする。

17 その他

(1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が企画提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後5時15分までにプロポーザル参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき

イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ 審査の公平性を害する行為があったとき

18 問い合わせ先及び提出先

担当部署	湧別町役場企画財政課企画財政グループ（担当：齊藤、佐藤）
電子メール	kikaku@town.yubetsu.lg.jp
住 所	〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
電 話	01586-2-5862
F A X	01586-2-2511